

・補助金の交付は、2021年3月31日現在で65歳以上の高齢者に対する交付金となります。＊補助金の対象者は、事業年度の事業を営む車両で、かつ「自動車（軽自動車）及びオートバイ（原付バイク）」であり、「乗用車」であることとします。＊補助金の対象車種に公表されていない乗用車、新車新中古車、中古車等については、乗用車の交付を受けません。また、乗用車以外の車両についても、原則として同一の者にその使用（乗車）した経過年数を変更しないことが必要となります。＊自家所有の自動車について、補助金の交付は、1人につき1台限りです。法人企業での購入は対象外となります。＊事業年度用自動車については、法人名義の場合、65歳以上の運転者の人数がその上限となります。＊申請補助金予算額が超過した場合、終了となる。＊車両整備・届出後、一定期間内に車両検査・申請が受理される必要があるため、交付決定後申請者に直接交付されます。